

家庭より持参する弁当の管理について

1 これまでの経緯

【アレルギー対応委員会】

弁当の保管に当たっては、共用の冷蔵庫や電子レンジの使用はコンタミネーションのおそれがあることから使用すべきでないという意見があった一方で、当該児童・生徒や保護者への配慮も必要との意見があったところ。

そのため、学校への冷蔵庫や電子レンジの配備は難しいものの、使用しないという統一的な運用ではなく、注意点を明記するマニュアル改定を行った（R6.4.1）。

（冷蔵庫、電子レンジの使用は、）コンタミネーション等のおそれがあるため十分注意する。

【議会における質疑応答】

弁当の保管や温め直しができる環境配備を求める質問に対し、「他都市の事例等も研究しながら引き続きアレルギー対応委員会において意見交換を行ってまいりたい」と答弁した（R6.12）。

2 他都市の状況

（1）調査対象及び実施方法

ア 県内 7 市及び松山市、高知市及び徳島市（四国 3 市）：電話聞き取り

イ 中核市 6 1 市：ホームページでマニュアル等の確認

（2）調査結果

ア、イの全市において、弁当の温め直しに関する統一的なルール（マニュアル記載）はない。

ただし、保管場所については、多くの自治体で、安全面・衛生面を考慮して保管場所を検討する等のマニュアル記載があった。

（3）主な聞き取り内容（県内 7 市及び四国 3 市）

- ・ 統一的なルールはない。運用は学校に任せている。
- ・ 温め直しの希望はあったが、できないと答えている。（松山市、高知市）
- ・ 冷蔵庫、電子レンジは、学校によって有るところと無いところがあるため、使用

するようにしていない。(松山市)

・コンタミリスクがあるため、冷蔵庫、電子レンジは使用していない。(徳島市)

(4) その他

中核市以外で、札幌市、市川市及び大阪市のマニュアルでは、「弁当の温め直しはしない」旨の記載を確認した。

3 まとめ（事務局案）

完全弁当対応の考慮対象者は、ごく微量でもアレルギー反応が誘発される可能性のある児童生徒であることから、持参弁当の取扱いは、特に細心の注意を払う必要がある。

また、当該児童生徒専用の冷蔵庫や電子レンジの配備には一定のコストが必要となるほか、仮に配備した場合も、対象の児童生徒が複数人いる場合は共用することとなり、結局はコンタミネーションのリスクは排除できない。

これらのことから、今後においても、当該児童生徒等に対する配慮から、既存の冷蔵庫及び電子レンジは使用しないという統一的な運用は行わず、使用する場合はリスクに十分注意する、現行のマニュアルどおりの運用としたい。